

「子ども手当」が「児童手当」に変わりました

平成24年3月分まで

| 名称 | 子ども手当 |
|-----------------|---------|
| 手当月額 | |
| 0歳～3歳になった月分まで | 15,000円 |
| 3歳～12歳（第1子・第2子） | 10,000円 |
| 3歳～12歳（第3子以降） | 15,000円 |
| 中学生 | 10,000円 |



平成24年4月分から

| 児童手当 |
|-----------------|
| 0歳～3歳になった月分まで |
| 3歳～12歳（第1子・第2子） |
| 3歳～12歳（第3子以降） |
| 中学生 |

【対象児童】 0歳から15歳到達後、最初の3月31日まで（中学校修了前）の児童

【所得制限の開始時期】 平成24年6月分から

【所得制限額】 児童の保護者のうち、いずれか所得の高いかたの額が対象です。

扶養人数が1人のときは660万円、以降扶養人数が1人増えるごとに38万円が加算されます。

※審査に必要なため、平成23年中の所得を申告していないかたは、必ず所得の申告を済ませてください。
申告の手続きについては、市民税課または税務署へお問い合わせください。

※平成24年1月1日現在、川口市外に住民登録があるときは、平成24年度所得証明書の提出が必要です。

【手続きが必要なかた】

平成23年10月以降、市内で子ども手当を受給しているかた ⇒ 資格が継続となり、手続きの必要はありません。

子ども手当が保留、または差し止めとなっているかた ⇒ あらためて申請が必要です。

出生や転入などにより新たに児童手当の対象になったかた ⇒ 申請が必要です。

※出生・前住所地の転出予定日の翌日から15日以内に申請してください。

※申請が遅れると、遅れた月分の手当が受けられることがあります。

※申請は子育て支援課・各支所・川口駅前行政センターの窓口で受け付けます。

「子ども手当」の申請はお済みですか

申請期限：平成24年9月30日（日）
　　当日消印有効
（平成24年3月31日から延長されました）

平成23年10月以降の子ども手当を受け取るためにには、以前に子ども手当を受けていたかたも含め、すべてのかたの申請が必要です。申請期限を過ぎますと、手当を受取ることができなくなりますので、必ず申請してください。

10月診療分から小・中学生の通院医療費を助成します

助成制度を利用するには申請が必要です。対象児童のいるご家庭へ6月中旬ごろ、申請書を郵送します。申請されたかたには、後日受給資格証を郵送します。

9月30日まで

| 年齢 | 入院 | 通院 |
|----------------------|----|-------------|
| 小学校就学～中学校修了前（15歳年度末） | ○ | × (3割負担) |
| 出生～6歳年度末 | ○ | ○ |



10月1日診療分から

| 年齢 | 入院 | 通院 |
|----------------------|------|------|
| 小学校就学～中学校修了前（15歳年度末） | ○（※） | ○（※） |
| 出生～6歳年度末 | ○ | ○ |



※平成25年10月以降、所得制限と税などの完納要件を設ける予定です。

○新たに助成対象となるもの

市内に住所がある小・中学生（15歳到達後、最初の3月31日までの）の通院医療費のうち保険適用となるもの
・ひとり親家庭等医療費・重度心身障害者医療費・生活保護を受給中のかた、児童福祉施設などに入所しているかた、外国人のかたで観光などの短期滞在者、3ヵ月未満の在留期間のかた、在留資格のないかたなどは対象外です。

○助成を受けるかた（受給資格者）

対象児童を養育している保護者のうち、主に家計を支えているかた

○申請に必要なもの

- ・対象児童全員の健康保険証の写し
 - ・受給資格者の金融機関口座の写し
 - ・印鑑（スタンプ式は不可）
- そのほか必要書類を提出していただくことがあります。

○申請期限

平成24年7月31日まで（当日消印有効）

- ・期限を過ぎての申請は、受給資格証の送付が遅れることがあります。
- ・窓口は混雑します。郵送での申請にご協力ください。

○受給資格証の有効期間

10月1日～平成25年9月30日

- ・毎年更新が必要です。
- ・10月1日以降の申請は、申請日からの資格開始となります。さかのぼっての適用はできませんのでご注意ください。

助成対象拡大の財源は、すべて市民のみなさんの大切な税金です。適正受診にご協力ください。